

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の概要

1. 目的

火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定し、警戒避難体制の整備を図り、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講ずるとともに、火山調査研究推進本部を設置すること等により、活動火山対策の強化を図り、もつて当該地域における住民、登山者その他の者の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とする。

2. 概要

国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定（第2条）

火山災害警戒地域の指定（第3条）

警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を内閣総理大臣が指定

火山防災協議会（第4条）

…関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討
都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置（義務）

必須構成員

必要に応じて追加

都道府県・市町村

気象台

地方整備局等
(砂防部局)

観光関係団体等

火山専門家

自衛隊

警察

消防

※その他、環境事務所、森林管理局、
交通・通信事業者等
集客施設や山小屋の管理者も可

協議事項

噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議

噴火シナリオ

※噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列に整理したもの

火山ハザードマップ

※噴火に伴う現象が及ぼす範囲を地図上に示したもの

噴火警戒レベル

※噴火活動の段階に応じた入山規制、避難等

避難計画

※避難場所、避難経路、避難手段等を示したもの

【協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に記載（義務）】

【都道府県】（第5条）

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（都道府県内）

2. 右の2、3を定める際の基準

3. 避難・救助に関する広域調整等

【市町村】（第6条）

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（市町村内）

2. 立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等（噴火警戒レベル）

3. 避難場所・避難経路

4. 集客施設・要配慮者利用施設の名称・所在地

5. 避難訓練・救助等

【市町村長の周知義務】（第7条）

火山防災マップの配布等により、避難場所等、円滑な警戒避難の確保に必要な事項を周知



【避難確保計画の作成義務】（第8条）

集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）や要配慮者利用施設の管理者等による計画作成・訓練実施
避難確保計画作成等に関する市町村長による援助、協議会による助言

研究観測体制の整備、研究機関相互の連携の強化、火山専門家の育成及び継続的な確保（第30条）

・火山に関し専門的な知識・技術を習得させるための教育の充実
・人材の育成及び継続的な確保に努める

火山防災の日の制定（第37条）

・国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めることを目的に8月26日を火山防災の日に制定
・火山防災の日には、防災訓練等その趣旨にふさわしい行事の実施に努める

火山調査研究推進本部の設置（第31条～第36条）

【本部でつかさどる事務】

- ①観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案
- ②関係行政機関の火山に関する調査研究予算等の事務の調整
- ③総合的な調査観測計画を策定
- ④関係行政機関、大学等の調査結果等を収集、整理、分析し、総合的な評価を実施
- ⑤総合的な評価に基づく広報

避難施設緊急整備地域の指定（第13条）

避難施設緊急整備計画の作成（第14条） 防災営農施設整備計画等の作成（第19条）

<都道府県知事>

降灰除去事業の実施（第22条）

<市町村>
※ 道路、下水道、都市排水路、公園、宅地

降灰防除地域の指定（第23条）

降灰防除事業の実施（第24条～第26条）

○ 自治体による登山者等の情報把握のための情報提供の容易化、登山者の安全確保に関する努力義務（第11条）

○ 情報伝達における情報通信技術の活用（第12条）

○ 治山・治水事業の推進（第27条）

○ 人の健康等に及ぼす影響の調査・研究の推進（第29条）